

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県 [定期一部二編三三四四(資料を含む)]

**鳥取県公報**

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きるが休日には、  
(当日起る翌日)

目次

◆人委規則 管理職員等の範囲を定める規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

人事委員会規則

昭和四十一年八月十二日

鳥取県人事委員会委員長 育 戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十号

管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

管理職員等の範囲を定める規則

第一條 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十二条第四項及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の第四項の規定に基づき、法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

別表

事		機		議	
本		会の		会の	
事務局		事務局		事務局	
廳		廳		廳	
県 税 事 務 所	所長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
自治 研 修 所	所長	副所長	副所長	副所長	副所長
北 九 州 事 務 所	所長	次長	次長	次長	次長
名 古 屋 事 務 所	所長	部長	部長	部長	部長
東 京 事 務 所	所長	次長	次長	次長	次長
大 阪 事 務 所	所長	次長	次長	次長	次長
東 京 事 務 所	所長	次長	次長	次長	次長

欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職を有する職員とする。

(組織の変更等についての通知)

第三条 各任命権者は、別表に掲げる機関に改廃があつたとき、又は職員の職の改廃若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。



6 河原町	機 門	議会事務局	町長部局	教育委員会事務局
	機 門	議会事務局	長部局	事務課長 民生課長 事及び予算に關する事務を行なうものに限る。人
	機 門	議会事務局	長部局	事務課長 厚生課長
	機 門	議会事務局	長部局	教育長
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭

4 郡家町	機 門	議会事務局	町長部局	教育委員会事務局
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	中学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭

5 船岡町	機 門	議会事務局	町長部局	教育委員会事務局
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	中学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭

1 国府町	機 門	議会事務局	町長部局	教育委員会事務局
2 岩美町	機 門	議会事務局	町長部局	教育委員会事務局
3 福部村	機 門	議会事務局	村長部局	教育委員会事務局
	機 門	議会事務局	長部局	小学校 校長 教頭
	機 門	議会事務局	長部局	中学校 校長 教頭

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)以下「法」という。)第五十二条第四項及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条の四第三項の規定に基づき、法第七条第

四項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第二条 法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表の上欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職を有する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

18 議会事務局 機関 議会事務局 議長	17 東郷町 機関 議会事務局 議長	16 泊村 機関 議会事務局 議長	12 氣高町 機関 議会事務局 議長	11 智頭町 機関 議会事務局 議長	10 佐治村 機関 議会事務局 議長
教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 町長部局 病院 教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 村長部局 議長 教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭
教育長 校長 教頭	教育長 校長 教頭	教育長 校長 教頭	病院長 副病院長 医長 室長 薬局長 事務長 教育長 校長 教頭	議長 總務課長 住民課長 教育長 校長 教頭	教育長 校長 教頭
次長 教頭	次長 教頭	次長 教頭	教育長 副病院長 医長 室長 薬局長 事務長 教育長 校長 教頭	教育長 校長 教頭	教育長 校長 教頭
19 羽合町 機関 議会事務局 議長	20 北条町 機関 議会事務局 議長	21 大栄町 機関 議会事務局 議長	15 羽合町 機関 議会事務局 議長	14 青谷町 機関 議会事務局 議長	13 鹿野町 機関 議会事務局 議長
教育委員会事務局 町長部局 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 町長部局 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 町長部局 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 町長部局 議長 教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 町長部局 議長 教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭	教育委員会事務局 町長部局 議長 教育委員会事務局 中学校 小学校 校長 教頭
教育長 課長 人事係長 財政係長 教育長 校長 教頭	教育長 課長 人事係長 財政係長 教育長 校長 教頭	教育長 課長 人事係長 財政係長 教育長 校長 教頭	教育長 課長 教育長 次長 教育長 校長 教頭	教育長 課長 教育長 校長 教頭	教育長 課長 教育長 校長 教頭
次長 教頭	次長 教頭	次長 教頭	次長 教頭	次長 教頭	次長 教頭

〔課長補佐(総務課長・財政課長・厚生課長)は、別途開工課長とする。〕

29	28	27	30	31	32	23	22	24
議会事務局	機関	機関	議会事務局	機関	機関	議会事務局	機関	議会事務局
町長部局	局長	課長	町長部局	局長	課長	町長部局	局長	町長部局
教育委員会事務局	課長 底賀保長 財政係長	教育長	教育委員会事務局	教育長	教育長	教育委員会事務局	教育長	教育委員会事務局
中学校	学校	校長 教頭	中学校	学校	校長 教頭	中学校	学校	中学校
小学校	校長 教頭	校長 教頭	小学校	校長 教頭	校長 教頭	小学校	校長 教頭	小学校
保育所	所長	課長 誰長室長	保育所	所長	課長 誰長室長	保育所	所長	保育所
教育委員会事務局	教育長	教育長	教育委員会事務局	教育長	教育長	教育委員会事務局	教育長	教育委員会事務局
中学校	校長 教頭	校長 教頭	中学校	校長 教頭	校長 教頭	中学校	校長 教頭	中学校
小学校	校長 教頭	校長 教頭	小学校	校長 教頭	校長 教頭	小学校	校長 教頭	小学校
淀江町	議会事務局	機関	議会事務局	機関	議会事務局	議会事務局	機関	議会事務局
伯仙町	機関	機関	機関	機関	機関	機関	機関	機関
日吉津村	議会事務局	機関	議会事務局	機関	議会事務局	議会事務局	機関	議会事務局
赤崎町	機関	機関	機関	機関	機関	機関	機関	機関
東伯町	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	議会事務局	局長	議会事務局
西伯町	機関	職	機関	職	機関	機関	職	機関
会見町	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	議会事務局	局長	議会事務局
岸本町	機関	職	機関	職	機関	機関	職	機関
大山町	議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	議会事務局	局長	議会事務局
名和町	機関	職	機関	職	機関	機関	職	機関
中山町	議会事務局	機関	議会事務局	機関	議会事務局	議会事務局	機関	議会事務局

